



## 在宅医療において医師の診療日以外に主治医の指示に基づき看護師等が行った薬剤等の取扱い

平成28年度診療報酬改定に合わせて、これまで取扱いが明確に規定されていなかった、在宅医療において医師の診療日以外に主治医の指示に基づき看護師等が行った薬剤等の取扱いについて、注射料や特定保健医療材料、検体検査料については算定が可能であることが明確化されました（実施に係る手技料は算定出来ません）。また、訪問看護ステーションが使用する衛生材料についても『衛生材料等提供加算』が新設されています。

しかし、処置や検査の指示については、従前通り医師法等に従って行うこととなります。例えば、配置医師となっている特別養護老人ホームにおいて、普段は健康管理のみ行っている利用者に対して診療日以外に点滴等の指示を出すことは、医師法第20条に抵触し、いわゆる“無診察診療”に該当しますので、ご注意ください。

出典：「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について」

（表 処置等の実施者別の診療報酬の算定）

○：医療機関側で出来高算定可能なもの（但し、管理料等に包括される場合がある）

主体	実施者	処置	注射薬	特定保健医療材料	検体検査	衛生材料等
医療機関	①医師	○	○	○	○	医療機関が行う手技料や在宅療養指導管理料等に含まれる
	②病院・診療所の看護師等	（在宅患者訪問看護・指導料の中で評価されている）	○ 処方できる医薬品に限られる	○ ※ 診療を担う保険医の指示に基づき、診療日以外の日には看護師等が点滴又は処置をした場合、薬剤等の費用は診療報酬にて請求できることを明確化	○ ※ 診療を担う保険医の指示に基づき、診療日以外の日には看護師等が点滴又は処置をした場合、薬剤等の費用は診療報酬にて請求できることを明確化	
訪問看護ST	③訪問看護STの看護師等	（訪問看護基本療養費の中で評価されている）				○ ※ 診療を担う保険医の指示に基づき、診療日以外の日には看護師等が点滴又は処置をした場合、薬剤等の費用は診療報酬にて請求できることを明確化
老人ホーム 特別養護	④当該施設の看護師等	日常的な健康管理の範囲で通常行われるものは介護報酬において評価されている				日常的な健康管理の範囲で通常行われるものは介護報酬において評価されている

※ 当該薬剤等が使用された日及び検体採取が実施された日を診療報酬明細書の摘要欄に記載し請求

出典：20151111\_中医協\_在宅医療(その4)に加算

株式会社ユアーズブレン 医業経営コンサルティング部は、地場・広島県内はもとより中国・四国エリアを中心に、大学病院から地域密着の病院やクリニックに至るまで、それぞれの規模や特性に合ったかたちで医療機関の皆様がより充実した医療を提供できるよう、各種の支援コンサルティングを提供しています。

お問い合わせは…TEL：082-243-7331 e-mail：[info@yb-satellite.co.jp](mailto:info@yb-satellite.co.jp) 担当 大迫、真鍋